



富田林市公告第38号

富田林市こどもの権利に関する条例企画調査等支援業務について、公募型企画提案競技を実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月12日

富田林市長 吉村善美



1 業務概要

- (1) 業務名 富田林市こどもの権利に関する条例企画調査等支援業務
- (2) 業務内容 別途配布する「富田林市こどもの権利に関する条例企画調査等支援業務に関する企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「富田林市こどもの権利に関する条例企画調査等支援業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託料 予算額は16,900千円（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

2 参加資格

提案事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和6年4月1日時点で、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- ①公告日の属する年度の富田林市入札等参加資格者名簿において、「物品・管理等業務」部門に登録されており、本市から参加停止措置を受けていないこと。また、登録がなく参加希望するものは、参加表明書提出と同時に本要領7.①「提出書類」に定める「入札等参加資格審査申請に係る必要書類」を提出して参加資格を得ること。
- ②富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

3 選定手順

(1) 参加資格確認

上記の参加資格を満たしているかを、企画提案参加表明書及び業務実績書により確認する。

(2) 書類審査

提案事業者数が4者以上の場合、各提案事業者から提出のあった企画提案書等の内容について、委員会で協議を行い、最終審査に進むことのできる上位3者を選定する。

(3) 最終審査

各提案事業者が実施するプレゼンテーションの内容に応じて、委員会各委員の自己審査の集計をもとに、全体で協議を行ったうえで、受注候補者1者、次点受注候補者1者を選定する。

4 手続等

(1) 担当課

富田林市こども未来部こども政策課

郵便番号 584-8511 住所 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話番号 0721-25-1000 (代表) 内線291

電子メールアドレス k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間 令和6年4月12日(金)から同年4月26日(金)午後5時30分まで

イ 交付方法 富田林市ウェブサイト上

(3) 企画提案参加表明書等の提出期限

ア 提出期限 令和6年4月26日(金)午後5時30分

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

エ 受付時間 午前9時から午後5時30分(富田林市役所閉庁日を除く)

(4) 企画提案書等の提出(書類審査)

ア 提出期限 令和6年5月21日(火)午後5時30分

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 メールでデータ提出

エ 受付時間 午前9時から午後5時30分(富田林市役所閉庁日を除く)

(5) プレゼンテーション(最終審査)

ア 日程 令和6年5月下旬を予定

イ 留意事項 書類審査の結果が上位3者のみを対象に別途連絡の上、最終審査を実施する。

5 その他

- (1) 本企画提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- (2) 原則として、提出された書類・データ等は返却しない。
- (3) 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- (5) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。
- (6) 参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (7) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。
- (8) 審査結果に対する異議は一切認めない。
- (9) 受注候補者の選定後に管理者及び担当者を変更することはできない。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合は、市と協議すること。